

【目標】

身近な場における安全の確保と事後救済の充実により、
安心できる社会を実現
そのための、官と民との新たなパートナーシップの確立

規制改革の進展、「官から民へ」の動き

指定・登録検査機関、指定管理者制度、PFI等

身近な場における事件・事故が多発

エレベーター、ガス瞬間湯沸かし器、シュレッダー
(事故情報の収集・活用、企業等による自主的取組の促進 等)
耐震偽装 (検査機関に対する指導監督の強化 等)
プール (公的施設の管理の適正化、損害賠償責任の官民分担 等)

【主要な課題】

1. 民間開放された施設・業務における
安全・安心の確保

【具体的な取組】

公的施設の管理の適正化

- ・地方公共団体は、安全・安心確保に係る明確な基準の設定、民間事業者の適切な選定、監視 契約等へ反映
- ・国は、主要な施設分野ごとに、指針を策定 (地方公共団体の参考となるもの)

検査・検定業務の運営の適正化

- ・民間検査機関の類型 (行政事務代行型、第三者認証型) の明確化
- ・民間検査機関に関する法令の規定の整理
- ・適切な監視の実施 (特に、行政事務代行型機関)
- ・民間検査機関の賠償資力の確保 (特に、第三者認証型機関)

2. 事故情報の収集・活用が一元的に
できる仕組みの構築

事故情報・ヒヤリハット情報の収集・活用

- ・事故情報を自由に入力できるシステムをインターネット上に構築 (「安全安心のための書き込み自由の事故情報データバンク (仮称) 」)
- ・システムの管理運営機関は中立性の高い公的機関 (例えば、国民生活センター)

自主リコールの促進

- ・官民協働によりリコール指針を作成 (リコールの意思決定、最適方法の選択等)
- ・事業者は、販売業者や事業者団体等との協力により、社会的責任として、自主リコールを実施

3. 紛争処理・事後救済の充実

国民生活センターや都道府県が行う紛争処理機能の拡充

- ・国民生活センター及び都道府県におけるあっせん、調停等の紛争解決手続について、法的仕組みの整備について検討

官民の損害賠償責任の負担の明確化

- ・被害者の救済と民の規律の向上の調和を図る
- ・民に対する内部求償権を契約等に明記
- ・民の賠償資力の確保 (損害賠償保険の活用)
- ・官 (地方公共団体) を被保険者とする賠償責任保険の活用 (官の求償権行使に寄与)

4. 企業等による社会的責任の取組促進

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議 (仮称) 」を開催

- ・事業者団体、消費者団体、労働組合、NPOの代表、専門家、行政等によって構成
- ・社会的責任投資の促進等、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境整備策について提言

5. 官の体制の強化

国：重篤事故等オンブズマン制度を導入 (各省庁の事故対応策等について、横断的・客観的に調査審議)

地方公共団体：住民の安全・安心の確保に関する諸問題を一元的に取り扱う幹部職員を設置